

平成28年12月号

e~ろうむ.net
(いい労務)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿4-1-10-205
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-6304-2745 FAX：03-6304-2744
e-mail：info@e-606.net

「定年廃止・年齢引上げ」を実施する 中小企業の割合は？

◆定年廃止・年齢引上げを行う中小企業は増加

厚生労働省から、平成28年「高年齢者の雇用状況」（6月1日現在）が公表されました。

これは、企業に求められている高年齢者の雇用状況の報告を基に「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計したもので、今回の集計では、従業員31人以上の企業15万3,023社の状況がまとめられています。

この結果から中小企業（従業員31人～300人規模。集計対象は13万7,213社）の状況を見てみましょう。

◆「定年制の廃止」「65歳以上定年」について

定年制を廃止している企業は全体で4,064社（前年比154社増）、割合は2.7%（同0.1ポイント増）となり、定年を65歳以上としている企業は全体で2万4,477社（同1,318社増）、割合は16.0%（同0.5ポイント増）となりました。

このうち、定年制を廃止した中小企業は3,982社（同137社増）、割合は2.9%（同変動なし）でした。また、65歳以上定年としている中小企業は2万3,187社（同1,192社増）、割合は16.9%（同0.4ポイント増）でした。

◆「希望者全員66歳以上の継続雇用制度」の導入状況

希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、全体で7,444社（同685社増）、割合は4.9%（同0.4ポイント増）となり、このうち中小企業は7,147社（同633社増）、割合は5.2%（同0.3ポイント増）という状況です。

本人が高齢になり、年金が支給されるようになって働き続けたいかとの質問については、「働く意欲あり」とする割合が75.8%（「働きたい」「どちらかといえば働きたい」の合計）となり、「働く意欲なし」とする割合の21.8%（「働きたくない」「どち

らかといえば働きたくない」の合計）を大きく上回る結果となっています。

◆「70歳以上まで働ける企業」について

70歳以上まで働ける企業は、全体で3万2,478社（同2,527社増）、割合は21.2%（同1.1ポイント増）となり、このうち中小企業は3万2,281社（同2,281社増）、割合は22.1%（同1.1ポイント増）という状況です。

◆制度見直しの必要性

以上のように、人手の確保が大変な時代になり、定年制の廃止や年齢引上げを実施する企業は増加していますが、こうした状況は今後も続きそうです。

また、最近の裁判例では、「長澤運輸事件（地裁判決）」や「トヨタ自動車事件（高裁判決）」などのように、定年後の再雇用に伴う賃金や職種変更に関して、企業にとって厳しい判決が出るケースがあるようです。

定年後の再雇用制度を設けている企業では、制度の内容や実施方法について見直しが必要かもしれません。

「賃上げ実施の中小企業」の法人税減税を拡大へ

◆2017年度税制改正で中小企業の法人税減税額引上げの方針

政府・与党は、資本金1億円以下の中小企業における賃上げの機運を高めるため、「所得拡大促進税制」を拡充して賃上げを実施した中小企業の法人税の減税額の引き上げを、12月にまとめる与党税制改正大綱に盛り込む方針を固めました。

◆「所得拡大促進税制」って何？

若本制度は2013年度に導入され、中小企業だけでなく大企業も活用することができます。

具体的には、2012年度の給与支給総額に比べて3%以上、また、支給総額と従業員の平均給与が前年度以上の場合に、増加分の10%が法人税額から減額されるという制度で、2014年度には約7万4,000社の中小企業

が本制度を利用していますが、中小企業全体から見ればごく一部にとどまっています。

最低賃金の引上げ等も行われていますが、今年の中企業の賃上げ幅は、厚生労働省の調査によれば1.1%です。

そこで、この減額幅を20%に引き上げることで、中小企業の賃上げを促す、というのが改正方針の趣旨です。

◆対象となる「賃上げ」とは？

本制度の対象となる賃上げには、正社員の基本給引上げ（ベースアップ）だけでなく、賞与支給額やパート・アルバイトの賃金の引上げも含まれます。

賞与支給額は業績に左右されるものですが、本制度は事前申請なしに利用できるため、「思わぬ好景に見舞われた」という企業にとってはチャンスです。

また、人材確保のためパートの正社員化を進めたり、時給引上げ等を行ったりしている企業でも要件を満たす可能性があります。

一度、自社の給与支給総額の変化を確認してみてもいかがでしょうか？

12月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
【郵便局または銀行】

○労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
【労働基準監督署】

○特例による住民税特別徴収税額の納付
【郵便局または銀行】

31日

○健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】

○外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
【公共職業安定所】

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

○年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出【給与の支払者（所轄税務署）】

○給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出
【給与の支払者（所轄税務署）】

※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。